

幕別町・更別村・忠類村

任意合併協議会だより 第3号

平成15年10月1日発行 編集・発行／幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会



第3回任意合併協議会を開催、『3町村の合併の意義』などを確認

「新町の事務所、支所、出張所の位置」は、『幕別町役場を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場は総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討』と決定

第3回「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」が9月24日、忠類村ふれあいセンター福寿で開催されました。この日は前回からの継続協議であった『新町の事務所、支所、出張所の位置』、『3町村の合併の意義』、『新町の将来像と方向性』、『国・道からの財政支援』の協議が行われました。『新町の事務所、支所、出張所の位置』では、質疑応答、意見が出た中、休憩をはさみ、『幕別町役場の現庁舎を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討します』と修正した調整方針を決定。また、『3町村の合併の意義』、『新町の将来像と方向性』、『国・道からの財政支援』については、提案のとおり決定されました。

協議された案件

- 協議項目の調整方針について（新町の事務所、支所、出張所の位置）…………… 2頁
- 3町村の合併の意義 …………… 3頁～14頁
- 新町の将来像と方向性 …………… 15頁～16頁
- 国・道からの財政支援 …………… 17頁～18頁

○協議項目の調整方針について→「新町の事務所（本庁舎）の位置」「支所、出張所の位置」は、調整方針を修正し決定

提案の理由 第2回任意協議会で「本庁舎と総合支所の位置を明確にすべき」との意見と「法定合併協議会での協議とすべき」との意見に分かれたことから、第3回任意協議会での継続協議となったものです。

5 新町の事務所の位置、支所、出張所の位置 → 第2回任意協議会の提案内容

協議項目の説明	調整方針
<p>新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止されるため、新町の事務所（本庁舎）の位置を決める必要があります。</p> <p>事務所の位置は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等に配慮する必要があります。</p>	<p>3町村の現役場庁舎の1つを本庁舎とし、これ以外の役場庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所とします。</p>

5 新町の事務所の位置、支所、出張所の位置 → 第3回任意協議会で修正し決定

〔参考〕他の任意協議会の協議状況	調整方針（修正）
<p>9月6日から9月11日までの間、全国の任意協議会のホームページにアクセスし、調査した結果では、「新設合併」と決定した任意協議会が133地区あり、このうちが50地区が事務所の位置を任意協議会での協議議題としている。その内訳は①任意協議会で決定したが33協議会②任意協議会で方針を決め法定協議会で決定するが14協議会③任意協議会では協議を行わず、法定協議会で協議するが3協議会。</p>	<p>幕別町役場の現庁舎を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討します。</p>

質疑応答の要旨

- 委員 忠類村は前回と同じく、幕別町に本庁舎という考えに変わりはない。
- 委員 更別村は第2回の調整方針のままで良いと思うが、幕別という基本的な考えを持って、法定協議会で決定するのが良いと考えている。
- 委員 更別村の考えを補足するが、基本的には法定協議会で議決すべきと思っているので、幕別町の方向性で法定協議会に望むべきと考えている。
- 委員 幕別町としては、今の段階で採決をするようなことまではしたくない。それぞれの町村に違いがあるのであれば、調整方針は第2回提案の内容とし、法定協議会で決めても良いのではと考えている。
- 委員 忠類村は先ほども発言したように、任意協議会で本庁舎を決めるべきと考えている。なぜなら、これを決めないと事務局の事務にも支障が出るのではないかと。事務局はどう考えているか。
- 事務局 お話のとおり、今回、提案する財政シミュレーションもどこも仮定して作成している。
- 委員 このまま継続ということになると、これからいろんな問題が出てきた時に一歩も進んでいかないのではないかと懸念がある。忠類は、一貫して任意協議会で決めるべきという考えである。
- 会長 その意見もあるが、更別村からは法定協議会だという意見もあり、調整方針の修正案を提出するので、これを協議していただきたい。
- 委員 この修正案に総合支所的な組織とする方向でと、方向性という言葉を入れていただきたい。
- 委員 任意協議会の方針を受けて法定協議会で決定されるが、法定協議会ではメンバーも変わることから、方針も変わる要素があるため、方向性という言葉を入れておいた方が良いと思う。
- 会長 第2回の調整方針と修正案の違いは、幕別町役場の現庁舎を本庁舎としたのみで、あとの文言は変わっていない中で、あえて方向という言葉を入れる必要があるか。
- 委員 方向という言葉を入れると、一歩後退する感がするのではないかと。
- 委員 決定は法定協議会であり、任意協議会での調整方針というのは二つ以上の選択肢があっても良いのではないかと。ここで具体的に一つに決めてしまうと、今後、出てくるいろんな仮定の数字も含めて、これは任意協議会で決めたことではないかと、法定協議会の足かせになってしまうのではないかと。誰もが幕別町が本庁舎とは考えているとは思いますが、調整方針というのは決定の方針ではないかと思っている。足かせにならないのであれば、この修正案でも良いかと。
- 委員 私どもは住民に対しての責任を持たなければならない、説明責任がある。住民に理解していただくためにも、任意協議会で調整方針を話し合い、法定協議会で正式に決定するという事を説明したい。
- 会長 それでは、この修正案で決定させていただく。

○3 町村の合併の意義について→提案のとおり決定

提案の理由 社会潮流と地域特性の両面から合併の必要性を整理するとともに、財政シミュレーションを用いながら合併の効果を検証しています。また合併の効果が期待される一方で、懸念される事項についても、検討をしました。

社会潮流からみた合併の必要性

21世紀初頭を迎え、社会・経済情勢は大きくかつ目まぐるしく変化しています。幕別町、更別村、忠類村（以下「3町村」という。）の合併を検討していくにあたっては、全道的、全国的な視点から、私たちを取り巻く大きな時代の流れを踏まえることが大切です。検討を進める上で、市町村合併をめぐる代表的な社会潮流をまとめると、以下のとおりとなります。

① 地方分権の進展に伴う必要性

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、地方自治体は住民参画を基本に自己決定・自己責任が求められるようになりました。また、地方自治体においては、政策を自ら立案し、それを議会や住民に分かりやすく説明し、理解を得て自ら実行する行政能力が必要となります。

このような中で、地方自治体の能力の違いが、行政サービスの差や地域の活力などに影響することが予想され、地方分権に対応できる地方自治体をつくることが求められています。

② 少子・高齢化の進展に伴う必要性

少子化によって、6割を超える市町村において人口が減少しており、2007年以降は全国の人口が減少するといわれています。一方、高齢化は急速に進んでおり、65歳以上人口の割合（高齢化率）が30%を超える市町村は、現在の1割程度から2025年には約6割になるという見通しもあります。少子化による年少人口（0～14歳）と、生産年齢人口（15～64歳）の減少は経済にマイナスの影響を与え、高齢化の進行は、医療、福祉等の社会保障関連経費の増大を引き起こすと言われ、財政事情はますます厳しくなると考えられます。

このような中、市町村合併によって、限られた財源の中で、住民に対するサービスを効率よく提供できるように取り組んでいくとともに、人的資源の確保を進めていくことが求められます。

③ 効率のよい行財政運営を進めるために求められる必要性

平成15年度末の国と地方を合わせた借金は、686兆円程度、うち地方分は199兆円程度が見込まれており、わが国の財政は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、地方交付税制度の見直し等も進められており、財政力のない地方自治体においては、基幹的な行政サービスに支障をきたすようになることも考えられます。市町村合併によって、行財政基盤の強化を図るとともに、効率的な行財政運営を進めていくことが求められています。

地域特性からみた合併の必要性

社会潮流からみた合併の必要性と連動して、3町村の地域特性を踏まえた合併の必要性をまとめると、以下のとおりとなります。

① 日常生活圏の拡大からみた必要性

広域的な道路・交通網の整備や車社会の一層の進展、情報通信網の発達、生活様式の多様化等を背景に、住民の日常生活の範囲は、住んでいる町村の行政区域を越えてますます広がっています。3町村においても、住んでいる町村以外の市町村への通勤や通学、買物、通院などが多くみられます。

このような日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、単独の町村では効果的な対応が困難な課題や、広域的な整合性が必要な課題が今後ますます増えていくことが見込まれます。特に、土地利用をはじめ、都市計画や道路・交通網の整備等の生活基盤整備、産業の振興など、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野については、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

地域特性からみた合併の必要性

② 豊かで魅力あるまちづくりを進めるための必要性

更別村、忠類村は耕地面積が行政面積全体に占める割合が、それぞれ約7割、約4割を占める純農村地帯として農業を基幹産業としています。

幕別町は、商・工業施設が集積するなど都市機能を有しているものの、耕地面積が行政面積全体の約4割を占め、農業が基幹産業の一つに位置づけられています。

3町村ともに共通する基幹産業を有する中で、これまでに培った技術や資源の共有化・一体化並びに地域ブランドの確立等により、北海道を代表する食糧基地としての位置づけがさらに強固なものとなります。また、各種観光資源のネットワーク化による魅力の向上、林業・漁業（内水面）などの事業者間連携等による産業の振興も期待できます。さらに、特色ある歴史、文化、芸能などの情報発信により都市と農村の共生・交流が期待できます。

このように、3町村が合併し、それぞれの多面的な機能の連携・強化によって、より豊かで魅力あるまちづくりを進める必要があります。

③ 少子・高齢化の進展に対応するための必要性

わが国では、平均寿命の伸長に伴い、これまでの予想を上回る速度で高齢化が進行しているほか、出生率の一層の低下により少子化も急速に進んでおり、本格的な少子・高齢化社会が到来しつつあります。

少子・高齢化の進展による合併の必要性は、3町村においても例外ではなく、平成12年の国勢調査による65歳以上人口の割合（高齢化率）は、幕別町18.53%、更別村21.76%、忠類村25.17%で3町村全体では19.30%となっており、全道平均（18.2%）、全国平均（17.3%）を上回っているほか、若者の地域外への流出や出生率の低下により、子どもの数も予想以上に減少しており、今後も高齢化が進むものと思われます。

このような中で、高齢化に対応したまちづくりが求められており、サービスの提供体制、専門的な人材の確保、介護等に係る人的資源の確保などが必要となります。

平成12年国勢調査人口

(単位 人 (%))

年 齢	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	計
15歳未満	3,970(16.35)	597(18.14)	230(12.75)	4,797(16.33)
15～64歳	15,785(65.02)	1,978(60.10)	1,120(62.08)	18,883(64.29)
65歳以上	4,498(18.53)	716(21.76)	454(25.17)	5,668(19.30)
不詳	23(0.10)	—	—	23(0.08)
計	24,276	3,291	1,804	29,371

④ 行財政基盤の強化、人材の育成・確保を図るための必要性

国、地方ともに危機的な財政状況にあるなか、地方交付税制度の見直し等が行われています。特に段階補正の縮小による地方交付税の削減等がさらに進められた場合には、3町村とも、これまでのような行財政運営は困難となります。また、地方分権の推進により、これまで以上に地方自治体の政策立案能力などが求められています。

このような中で、3町村が合併し、行財政基盤の強化と各自自治体で進めていた事務の一体的実施による行財政運営の効率化とともに専門的分野に精通する人材の育成・確保を図り、住民サービスの向上を進める必要があります。

(1) 行政能力の強化と行政サービスの向上

① 総合行政の充実・強化

社会・経済情勢の目まぐるしい変化に伴い、3町村においても、保健・医療・福祉、環境、教育、情報化、国際化をはじめ、あらゆる分野において、これまでみられなかった新しい行政課題への対応が必要になりますが、合併することにより、専任組織や専門職員の増強など、より高度な組織・体制づくりが可能となり、政策立案能力が一層向上し、柔軟で横断的な総合的行政の展開や、各分野の事業を有機的に生かした新規事業の立案などが期待できます。

② 行政組織の再編成

・ 専門職員の増強

3町村で大きな課題となっている少子・高齢化に対応した福祉サービスの充実、都市基盤の整備・充実や、情報化の推進など多様化するニーズに対応するために専門的職員を配置することが可能となります。

・ きめ細かいサービスの提供

合併により管理部門が集約化されることから、職員配置など組織編成にあたっては、相対的なサービス提供などを直接担当する部門等を手厚くすることで、きめ細かいサービス提供が可能となります。

③ 住民利便性の向上

合併により行政区域が拡大することから、3町村にある福祉施設等の選択肢の拡大などにより利便性が向上するとともに、図書館や文化・スポーツ施設をはじめとする公共施設についても、現在の町村の枠組みを越えて利用することが可能となります。

(2) 広域的視点に立った一体的・効果的なまちづくりの推進

① 総合的な産業振興施策の推進

基幹産業である農業及び商・工業をはじめ、林業、観光などの産業分野において、それぞれの町村がこれまで培ってきた技術や資源を共有化・一体化し、さらに高度化・規模拡大させることが可能になるほか、町村の枠組みを越えた生産基盤の配置及び整備充実、一体的な企業立地の促進、国・道・民間の大規模事業の誘致、新たな観光のゾーニングや観光資源のネットワーク化、新産業創出への一体的支援など、土地利用の見直し等に伴った新たなまちづくりの視点からの取り組みも可能となるなど、総合的な産業振興施策を打ち出すことができるようになります。

また、これに伴う多様な雇用場の創出により、雇用環境の向上が図られ、持続的に発展可能な自立度の高い産業地域としての再構築につながることを期待されます。

② 一体的な生活・産業基盤の整備等による均衡のとれたまちづくりの推進

土地利用をはじめ、道路・交通・情報通信網の整備など、生活・産業基盤分野において、より一層広域的な視点から施策が展開できるようになることから、道道・町道の整備、光ファイバー網など高度情報通信基盤や情報ネットワークの整備などが町村の枠を越えて一体的・効果的に実施あるいは促進できるようになり、活動範囲の拡大と円滑化が図られ均衡のとれたまちづくりが推進できます。

また、広域的視点から文化・スポーツ施設等の公共施設を効率的に整備・活用することができ、類似施設の重複が避けられるとともに、施設内容の充実も期待できます。

③ 住民参画・協働のまちづくりの促進

合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民の参画・協働が可能となるほか、一体的な情報が提供できることから、住民が町村の範囲を越えてより多くの事業や行事等に参画・協働することができるようになります。

また、これまで各町村で活発な活動を行ってきた各種住民団体やボランティア、NPO法人などの連携・一体化・多様化等が進み、それぞれの活動の一層の活発化と内容充実、さらには従来みられなかった新たな活動の展開や新たな団体の組織化等が期待できます。

さらに、これらのことにより、3町村の大きな課題である少子・高齢化に対応した、助け合い支えあう地域福祉活動の充実も期待されます。

④ 地域のイメージアップ

合併により誕生する新町の情報を一体的・積極的に発信することによって、地域の「格」や知名度が向上し、イメージアップが図られ、地域間競争に強いまちになることが期待されます。

また、このことにより、若者定住や商業の活性化、企業等の充実・立地等が促進され、新たな地域の活力につながることも期待できます。

(3) 財政基盤の強化

① 財政規模の拡大と効率的な財政運営の推進

合併することにより、新町の財政規模が拡大し、財政基盤の強化につながるとともに、合併に伴う行政組織・機構の再編整備や事務事業の見直し、広域的な視点からの重点的な投資などにより、従来よりも効率的な財政運営ができます。

② 経費の節減と財政支援措置の活用

合併により、町村長などの特別職や議員、各種委員会や審議会の委員の数が減るとともに、職員については、総務、企画等管理部門の集約化が図られるなど、全体的に職員数を少なくすることができ、経費が大幅に節減できます。

また、合併町村には国や道からの財政支援措置があり、主なものとしては、建設事業に対する合併特例債や合併市町村補助金、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、さらには、合併後も10年間は合併前の町村ごとに普通交付税を算定する合併算定替の特例などがあり、これらを有効に活用することができます。

ただし、元利償還金の70%が普通交付税で措置される合併特例債は、基金造成に係る部分（15億6千万円）と建設事業に充当する部分（94億1千万円）とがありますが、基金造成に係る特例債については、30%を元利償還金に充当する財源として残して置くという考え方に立てば70%は有効に使えるため、限度額一杯に借りることが得策と考えられます。しかし、建設事業に充当する特例債は、借り過ぎると後年度の財政負担となるため、最低限の建設事業に充当するという考え方に立ち、決して、これを期待した無理な建設計画を建てないよう留意する必要があります。

合併の効果

● 3町村が合併しなかった場合の財政シミュレーション

【幕別町】

(単位 千円)

区分	14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度	
		推 計				
収入	地方税	2,180,620	2,235,100	2,313,200	2,341,400	2,370,300
	地方交付税	5,670,578	5,143,700	4,879,500	4,665,100	4,569,900
	国道補助金	2,068,350	1,661,800	853,900	789,000	774,500
	地方債	1,355,900	1,412,500	531,800	531,800	531,800
	その他	2,245,992	1,935,700	1,911,600	1,915,500	1,936,500
	計	13,521,440	12,388,800	10,490,000	10,242,800	10,183,000
支出	人件費	2,033,470	2,047,900	2,073,000	1,927,800	1,821,300
	扶助費	434,254	554,500	582,800	643,400	710,400
	公債費	2,521,431	2,546,100	2,181,500	1,416,000	1,040,600
	投資的経費	3,493,747	2,740,500	1,555,600	1,554,000	1,435,900
	その他	4,840,286	4,856,800	4,867,900	4,881,300	4,896,100
	計	13,323,188	12,745,800	11,260,800	10,422,500	9,904,300
収支差引	198,252	△357,000	△770,800	△179,700	278,700	

基金残高	3,290,431	2,488,631	△672,969	△2,607,269	△2,332,469
------	-----------	-----------	----------	------------	------------

※財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金含む。

【更別村】

(単位 千円)

区分	14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度	
		推 計				
収入	地方税	383,365	370,200	370,200	370,200	370,200
	地方交付税	2,261,242	2,047,800	1,682,000	1,493,900	1,368,700
	国道補助金	268,672	345,400	279,600	429,200	130,700
	地方債	854,000	246,300	113,700	60,500	140,600
	その他	953,931	819,200	513,600	513,600	513,600
	計	4,721,210	3,828,900	2,959,100	2,867,400	2,523,800
支出	人件費	762,768	795,000	795,600	702,500	743,500
	扶助費	45,108	105,800	105,800	105,800	105,800
	公債費	749,221	796,400	534,500	295,800	156,200
	投資的経費	1,547,927	589,900	371,000	776,900	455,000
	その他	1,480,686	1,517,500	1,539,100	1,439,000	1,422,700
	計	4,585,710	3,804,600	3,346,000	3,320,000	2,883,200
収支差引	135,500	24,300	△386,900	△452,600	△359,400	

基金残高	3,562,539	3,121,430	1,664,893	△234,642	△1,877,677
------	-----------	-----------	-----------	----------	------------

※財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金含む。

合併の効果

【忠類村】

(単位 千円)

区 分	14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度	
		推 計				
収 入	地方税	144,814	146,600	149,600	142,900	136,400
	地方交付税	1,538,298	1,279,500	1,045,900	972,000	961,800
	国道補助金	291,675	149,000	149,000	149,000	149,000
	地方債	355,800	169,300	42,000	42,000	42,000
	その他	588,815	331,500	310,300	253,500	258,200
	計	2,919,402	2,075,900	1,696,800	1,559,400	1,547,400
支 出	人件費	500,201	544,600	549,400	526,100	558,900
	扶助費	27,587	29,300	32,300	35,700	39,400
	公債費	471,930	403,100	281,800	241,300	133,500
	投資的経費	788,446	250,000	250,000	250,000	250,000
	その他	1,125,099	931,100	917,300	911,800	922,300
	計	2,913,263	2,158,100	2,030,800	1,964,900	1,904,100
収支差引	6,139	△82,200	△334,000	△405,500	△356,700	

基金残高	1,812,419	1,293,248	17,348	△1,973,752	△3,864,052
------	-----------	-----------	--------	------------	------------

※財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金含む。

● 3町村が合併した場合の財政シミュレーション

(単位 千円)

区 分	14年度実績	17年度	22年度	27年度	32年度	
		推 計				
収 入	地方税	2,708,799	2,751,900	2,833,000	2,854,500	2,876,900
	地方交付税	9,470,118	8,754,100	7,804,800	7,515,000	6,868,000
	国道補助金	2,628,697	1,901,900	1,505,500	1,490,100	1,350,500
	地方債	2,565,700	3,728,200	1,135,400	1,075,400	1,075,400
	その他	3,788,738	2,810,200	2,746,000	2,703,100	2,718,800
	計	21,162,052	19,946,300	16,024,700	15,638,100	14,889,600
支 出	人件費	3,296,439	3,311,300	3,202,700	2,844,200	2,836,900
	扶助費	506,949	689,600	720,900	784,900	855,600
	公債費	3,742,582	3,761,000	3,066,900	2,135,500	1,736,600
	投資的経費	5,830,120	3,617,000	2,645,200	2,680,300	2,261,900
	その他	7,446,071	8,785,000	7,071,900	7,014,700	7,079,200
	計	20,822,161	20,163,900	16,707,600	15,459,600	14,770,200
収支差引	339,891	△217,600	△682,900	178,500	119,400	

基金残高	8,665,389	9,425,816	8,242,016	8,239,516	9,083,216
------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金含む。

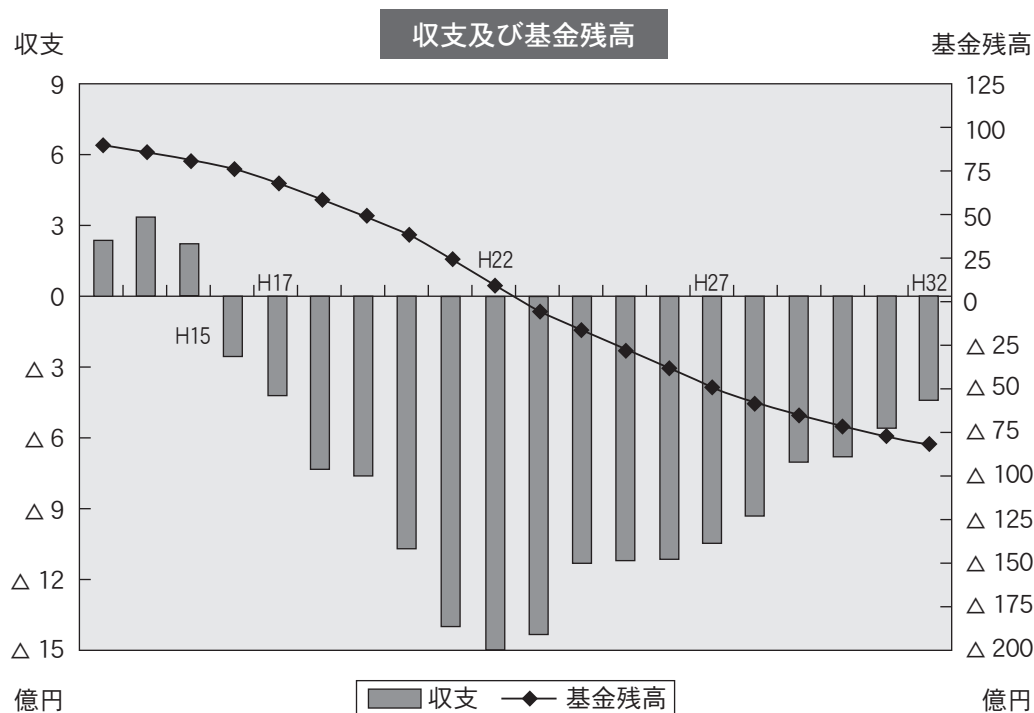
合併の効果

【参考】

財政シミュレーションの考え方

- 財政推計（シミュレーション）にあたっては、現時点での制度を基に将来予測を行っています。
- 収入や支出など個別項目をまとめて推計したり、一定の増減率を使って額を推計する手法をとっています。
- 今後の税財源の移譲や、現時点で内容が不明な制度の改正などについては考慮していません。

合併しなかった場合（3町村合計）



3町村がそれぞれ単独で財政運営した場合の個々のシミュレーションの合算によると、平成22年の15億円不足を最高に平成16年度以降歳入不足となります。基金残高は平成23年度に赤字になり、平成32年には累積赤字が80億円になることが推計されます。

シミュレーションの前提

各町村の平成14年度決算額を基本に推計していますが、歳入、歳出については、次のとおり各項目を設定しました。

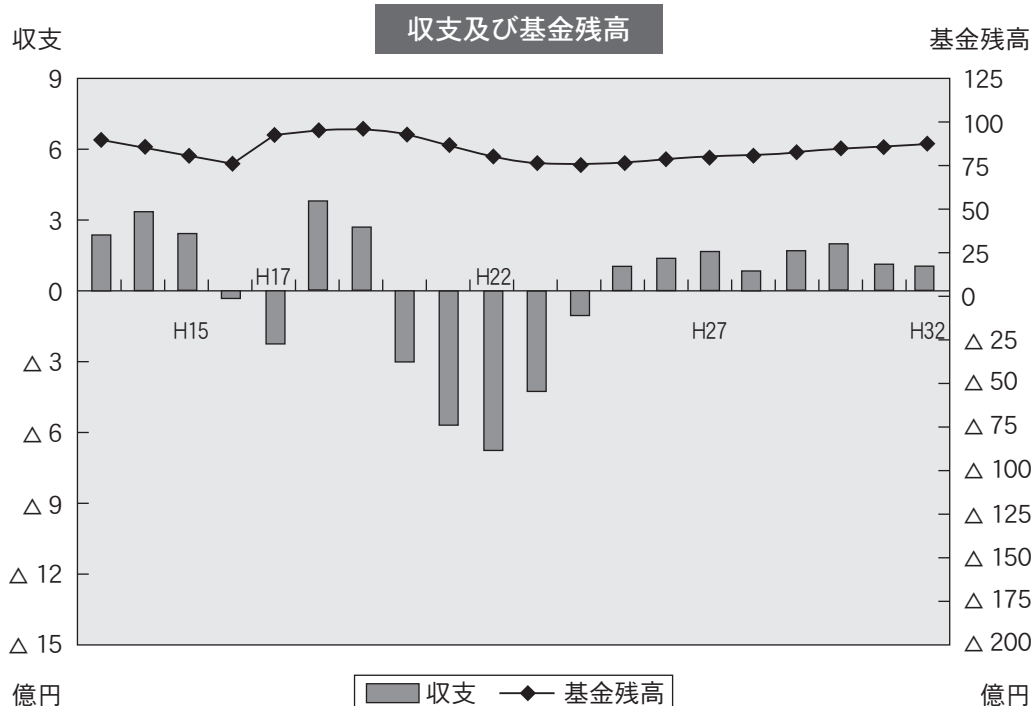
歳入

- 地方交付税は、平成14年度、平成15年度実績を参考に、引き続き段階的に削減するものとして推計
人口増減に伴う影響額を勘案し推計
- 地方債のうち臨時財政対策債は、平成16年度から平成21年度まで段階的に縮小し発行

歳出

- 人件費は、平成15年4月職員数を基本とし、60歳定年として予定される退職者数に、一定の補充率で採用者数を積算
定期昇給影響額は2.5%
- 投資的経費は、各町村で計画している事業の合算値

合併した場合（新町）



平成20年度から平成24年度までは、3町村の財政悪化が著しい時期と重なっており、合併効果が完全に表れてきていないため、収支が赤字になる厳しい財政運営が予測されますが、平成25年度以降は人件費の削減などの合併効果により収支が改善され、基金残高は合併時の水準にほぼ回復する見通しとなりました。

シミュレーションの前提

3町村が合併しなかった場合のシミュレーションを基に、人件費の削減や合併支援策等を考慮して推計していますが、歳入、歳出については、次のとおり各項目を設定しました。

歳入

- 地方交付税は、平成17年度以降合併による算定替が行われるものとして推計
特例債など償還費に交付税措置のあるものは算入率に基づき算入
- 17ページに示す国・道からの財政支援を活用するものとして推計

歳出

- 人件費は、1カ所に本庁舎を置き、他の2カ所に総合支所を置くとして必要職員数を算出（類似団体修正値を参考）
- 物件費・補助費等などは、合併することにより削減ができる経費を試算し算出
- 投資的経費は、すでに債務負担行為等で支出が確定している費用に加え、最低限必要な事業を計上

合併の効果

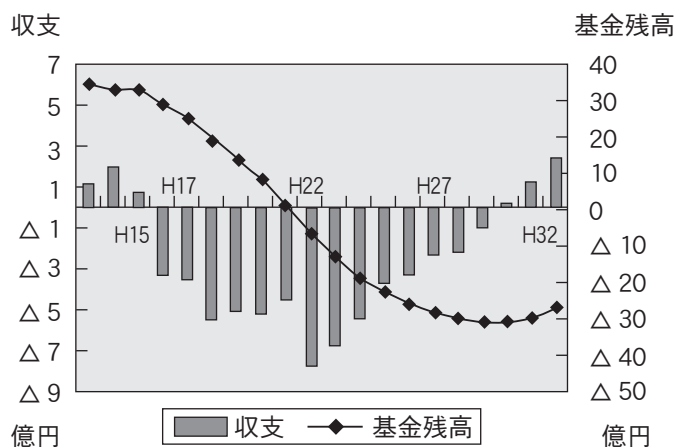
合併しなかった場合（町村別）

幕別町

普通 会計	平成14年度歳入決算額	135億2144万円
	町民1人当たりの歳入額	53万円
	平成14年度歳出決算額	133億2319万円
	町民1人当たりの歳出額	52万円
預(基 金)	基金残高	32億9043万円
	町民1人当たりの基金残高	13万円
借(地 方 債 金)	地方債残高	212億7261万円
	町民1人当たりの地方債残高	84万円

※基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金を含む。

収支及び基金残高

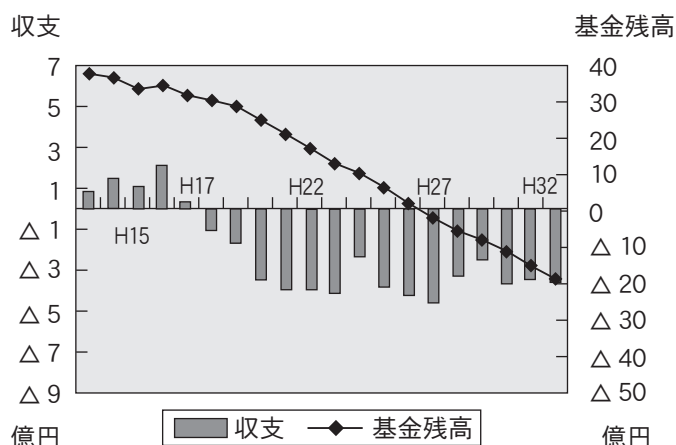


更別村

普通 会計	平成14年度歳入決算額	47億2121万円
	村民1人当たりの歳入額	138万円
	平成14年度歳出決算額	45億8571万円
	村民1人当たりの歳出額	134万円
預(基 金)	基金残高	35億6254万円
	村民1人当たりの基金残高	104万円
借(地 方 債 金)	地方債残高	58億9994万円
	村民1人当たりの地方債残高	172万円

※基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金を含む。

収支及び基金残高

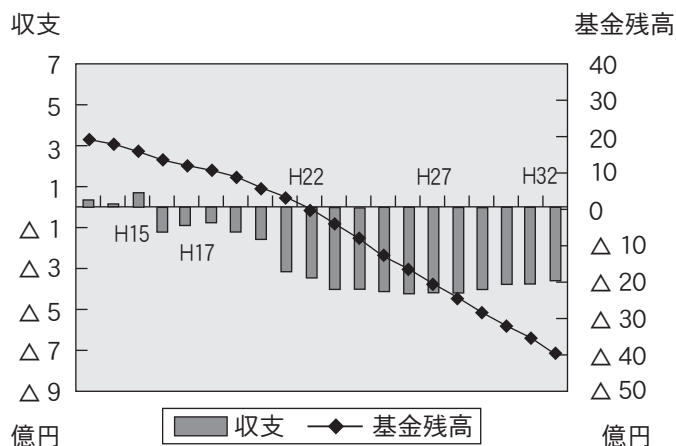


忠類村

普通 会計	平成14年度歳入決算額	29億1940万円
	村民1人当たりの歳入額	158万円
	平成14年度歳出決算額	29億1326万円
	村民1人当たりの歳出額	158万円
預(基 金)	基金残高	18億1242万円
	村民1人当たりの基金残高	98万円
借(地 方 債 金)	地方債残高	35億1077万円
	村民1人当たりの地方債残高	190万円

※基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金を含む。

収支及び基金残高



合併の効果

人件費の削減効果

① 一般職員

普通会計に属する一般職員数は、類似団体修正値から算出される数字を基本に、総合支所に配置する職員の必要数との合計値279人を合併後の目標職員数に設定しました。

退職者数に対し、新規採用者数を抑制することにより順次職員数を削減するものとし、合併後11年を経過した平成27年に目標職員数279人に達することにしました。平成15年4月の職員数に比べ77人の削減になります。

平成15年4月1日 職員数		合併後目標職員数 (類似団体修正値から算出)	
幕別町	218人	本庁	212人
更別村	81人	総合支所 2カ所	67人
忠類村	57人	計	279人
計	356人		

平成32年度までの累計削減額	11億6,000万円
----------------	------------

② 特別職

3町村の特別職（三役及び教育長）の合計人数は現在11人ですが、合併後の人数を4人へ減員したとして、現在の各職の報酬額の最高額を基に計算しました。

平成15年5月1日現在 特別職数		合併後	
幕別町	4人	町長	1人
更別村	4人	助役	1人
忠類村	3人	収入役	1人
計	11人	教育長	1人
		計	4人

平成32年度までの累計削減額	17億6,000万円
----------------	------------

③ 議会議員

町村議会の議員数については3町村合計で44人ですが、特例措置により現議員の任期が2年間延長し、平成17年度と平成18年度の2カ年を44人とし、平成19年度から法定数の26人に減員すると仮定し、現在の報酬額の最高額を基に計算しました。

平成15年5月1日現在 議会議員数		合併後 (平成19年度以降)	
議会議長	3人	議会議長	1人
議会副議長	3人	議会副議長	1人
常任委員長及び 議運委員長	9人	常任委員長及び 議運委員長	4人
議会議員	29人	議会議員	20人
計	44人	計	26人

平成32年度までの累計削減額	8億4,000万円
----------------	-----------

合併により懸念される事項

合併に対しては、様々な不安や懸念もみられるところですが、合併した場合の懸念事項とその対応方向について検討・整理すると、以下のとおりとなります。

住民サービスが低下したり、費用負担が増大するのではないかな？

現在、3町村では、様々な分野で各町村の特性に応じた異なる水準の住民サービスが行われていますが、合併によってこれらが見直され、これまでよりサービスが低下するのではないかな、また費用負担が増大するのではないかなという懸念があります。

これらサービスと負担の調整については、今後大きな課題になると思われ、基本的には、「サービスは高く、負担は低く」することが望まれますが、単純にサービスは高い方に、負担は低い方に合わせて一元化を図ると、財政面・人員面での行政負担が増大し、行財政運営に支障をきたすおそれもあり、すべてのサービスをこのような形で行うことは難しいと考えられます。

このため、住民に不公平感を与えないことや、新町としての健全な行財政運営、受益と負担との適正化などを総合的に勘案し、今後、合併後の住民サービスのあり方を住民とともに十分協議し、新たに定めていく必要があります。

行政区域の拡大、議員数の減少により、地域住民の意見が反映されにくくなるのではないかな？

3町村が合併すると、654.45平方キロメートルの広大な行政区域となり、人口も約3万人規模となること、また一方で議員の数が平成15年9月1日現在の44人から新町の法定数26人に減ることなどから、地域住民の意見が合併前より行政に反映されにくくなるのではないかなという懸念があります。これについては、今後、地域住民の意見を十分踏まえながら、新町建設計画を策定していくとともに、地域住民の意見をまちづくりに反映させるための「地域審議会」（合併後も地域の声を施策に反映させるため、合併前の旧町村単位として設置し、当該区域の地域振興などに関し、合併後の町長の諮問に応じて審議するとともに、必要に応じて意見を述べるができる組織）の設置や町政モニター制度の整備等について検討するなど、地域住民の意見を十分に反映させる様々な仕組みづくりが必要となります。

また、合併を契機に、一体的な情報ネットワークの整備とも連動しながら、広報・広聴機能の一層の強化を図る必要があります。

一部の地域だけが発展し、その他の地域がさびれてしまうのではないかな？

3町村が合併すると、総合的なまちづくりの視点から、類似施設を重複して整備することがなくなり、重点的な投資や一体的な整備がしやすくなりますが、一方で、公共投資が一部の地域に集中し、その他の地域は従来よりも投資が少なくなり、さびれてしまうのではないかなという懸念があります。

これについては、合併前に3町村間で十分協議し、合併後の全町的な均衡ある発展に向けた基盤整備や施設整備、主要施策の方向性について検討・調整し、新町建設計画に反映させていくことや「地域審議会」の設置をはじめとする、地域住民の意見を十分に反映する仕組みづくりを進める必要があります。

役場が遠くなり、不便になるのではないかな？

3町村が合併すると、広大な行政区域を有することになりますが、役場（本庁）の位置は一つに定めなければなりません。このため、新町役場が置かれる町村以外の町村は、役場までの距離が遠くなり、住民サービスを受けにくくなったり、不便になったりするのではないかなという懸念があります。

これについては、新町役場以外の町村役場は合併後に支所となりますが、現行役場組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所とすることで、これまでの機能がほとんど残ることや公共施設のIT化などにより、大半の住民サービスについては、現在の町村役場（総合支所）で対応することが可能となります。

各地域への愛着や独自の歴史・文化・伝統などが失われたり、地域のコミュニティが衰退したりするのではないか？

3町村では、それぞれの町村において個性ある歴史や文化、伝統芸能・行事、住民活動等を育んできました。これらは地域としてのアイデンティティ（独自性）でもあり、コミュニティそのものでもあります。合併により行政区域が広がることによって、これらが失われてしまうのではないかと懸念があります。

これらについては、行政区域が広がることと、愛着心や独自性、コミュニティ機能が低下することとは全く別のことで、地域の歴史や文化、伝統は、その地域に住んでいる人々が醸成していくことにより、将来にわたって維持されるものと考えられます。

このため、それぞれの地域・コミュニティが住民による個性ある地域づくりにより継続され、さらに発展していくことができるよう支援していくことが必要であり、合併前に3町村間で十分協議し、地域・コミュニティの自立的な活動を支援・促進する仕組みや、各地域の歴史・文化、伝統等を保存・継承する施策について検討・調整が必要となります。

行財政の効率化により行政サービスの低下につながらないか？

合併は「最大の行政改革」ともいわれており、行政組織の再編や経費の削減を中心に行財政の効率化が合併の大きな効果としてあげられますが、既存の組織体制を踏襲したままでの人員削減を中心とした方法では、行政サービスの低下につながる懸念があります。

したがって、行財政の効率化は、職員の意識改革と資質の向上、事務の効率化、行政サービスの適正化などを踏まえた総合的な視点から、住民ニーズを重視した行政運営の展開と簡素で効率的なシステムを構築するため、行政評価システムの導入など計画的・段階的な改革によって進めていく必要があります。

また、行政サービスの維持・向上を図りながら合併を実現するためには、本庁と支所等との適正な役割・機能分担、情報ネットワークの強化を進める必要があります。

さらに、財政については、主要財源である地方交付税は、合併による財政支援措置があるものの、今後も減少が予想され、その影響への懸念もあります。

財務体質の問題は規模拡大のみで自動的に解決するものではないことから、目標を設定した計画的な財務体質の強化を進める必要があります。

質疑応答の要旨

- 委員** 財政シミュレーションで、平成20年から24年まで収支が赤字になるとの説明であるが、合併しても赤字になるのでは、してもしなくても同じという見方にならないか。3町村で約86億円の基金を5年間で約24億円取り崩すが、合併するほうがいくらかでも緩やかになるということか。
- 事務局** 基金を取り崩して歳入、歳出のバランスをとるということであり、20年から25年までの単年度収支の赤字は、基金の取り崩しで収支のバランスをとっていると、ご理解いただきたい。
- 委員** 単独の場合と合併した場合の財政シミュレーションは、両方とも同じ考え方か。昨日の新聞に出ていたが、芽室町長が言うように、現状も将来もスリム化したもので推計しているのか。
- 事務局** それぞれの町村で単独の場合の推計をしたが、行政改革的要素も含めて推計している。合併した場合の推計は、その単独推計を基に、合併によって削減される要素も加味し推計しているので、同じ条件での推計と考えている。
- 委員** 忠類村では現行のままの場合、負担を増やしサービスを減らした場合、どの辺で予算が組めなくなるかという、3とおりの推計が示され、なるほどと認識してきたが、今回の推計で、また新しい物差しができたのか、今までの推計との整合性はどうか。
- 会長** 交付税の歳入額、あるいは物件費や人件費などの支出の推計はできると思うが、投資的経費は、それぞれの町村の総合計画に基づいて実施しているのであるから、予定されていた道路などが合併によってできなくなってしまったということが課題になると思う。今後の時代の流れや財政状況の流れの中で変わってはくると思うが、人件費や物件費を節約したお金がいかに投資的経費にあてられるかということが大事なことになってくると思う。

○新町の将来像と方向性について→提案のとおり決定

提案の理由 法定合併協議会移行への是非を判断するため、3町村の総合計画に謳われている基本項目を参考とし、合併後も生かしたい特色を盛り込み、新町の将来像と方向性としてまとめました。

新町の将来像と方向性

3町村の特色あるまちづくりと、3町村が合併したとき新たに展開が期待される施策を融合させ、可能な限り想定される「新町の将来像と方向性」を描きました。

北海道に誇れる特色ある足腰の強い農林業のまち

- 食糧基地としての役割を担い、北海道に誇れる特色ある農業地帯を構築する
- 生産物の流通システムの合理化や経営ノウハウの共有を図り先進的な農業経営を目指す
- 畑作・畜産・特産農作物などそれぞれの地域の特色を生かした農業振興を目指す
- 様々な役割を担う森林の役割を再認識した林業の活性化を図る

保健・医療・福祉が充実した健康と安らぎに満ちたまち

- 高齢者・心身障害者・母子父子家庭などに配慮した人にやさしいまちづくりを目指す
- 地域医療・予防医療に力点を置き、健康で生き生きとした住民生活を目指す
- 民間活力を最大限に活用した保健・医療・福祉施策を展開するとともに在宅福祉の充実を図る
- ボランティアやNPO法人などの育成を図る

生涯学習・生涯教育が充実した子供たちが夢を描けるまち

- 生涯学習・生涯教育を充実させ、自ら学ぶことができる環境づくりを進める
- 誰もが健康で心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツや芸術文化の振興を図る
- 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指す
- 次世代を担う子供たちが夢を描けるような教育環境づくりと、人材の育成に努める

特色ある商工業の発展と観光ゾーンが機能的に結びついた魅力あるまち

- 大型商業施設と小規模な商店街の共生を図るとともに、町内流通の活性化を図る
- 基幹産業である農業との協調により特色ある商店街の形成を図る
- それぞれの地域の観光ゾーンを機能的に結びつけ、十勝を代表する観光拠点をめざす
- 企業の育成と、新たな企業立地がしやすい環境整備を図り、働く場を拡充する

住みやすい生活環境を整えた自然にやさしいまち

- 自然保護に力を注ぎ、自然を生かしたまちを形成する
- リサイクルを促進し、自然にやさしいまちを形成する
- 公園緑地を整備し、花と緑あふれる美しいまちを形成する
- 上下水道・ゴミ・し尿処理などの生活環境を整備し、快適なまちを形成する

新町の将来像と方向性

地域格差の解消ときめ細かな行政サービスを展開するまち

- 高度情報化通信社会への対応として公共施設のIT化を進め、きめ細かな行政サービスを展開する
- 地域における行政手続などに不便を来さないような体制づくりをする
- 専門職員の充実で、時代に即応した様々な住民ニーズに対応する
- 地方分権への対応と、他町村にない特色ある行政サービスを展開する

災害のない安心して暮らせるまち

- 消防・防災体制の強化と機能的・効率的な運営に努める
- 救急体制の整備を図り、安心して暮らせるまちを形成する
- 災害時の迅速な対応と、救助活動等の体制づくりを強化する
- 火災やその他の災害における予防対策を充実し、災害のないまちを形成する

都市と農村が共生する住民との協働のまち

- 地域の特色あるまちづくりやイベントなどを生かし、元気で活気あるまちを形成する
- 都市と農村が共生し、人と人がふれあうまちを形成する
- 住民同士の絆を深め、ともに助け合い、ともに幸せを分かち合うまちを形成する
- 住民と情報を共有し、住民参加による住民との協働のまちづくりを推進する

住宅関連事業と定住促進による発展性のあるまち

- 住宅関連事業に力を注ぎ、住民の生活水準の維持向上を図る
- 定住促進事業を展開し、流出人口の歯止めと人口の流入を促進する
- 人口の増加につながる地域振興策をうちだし、発展性のあるまちを形成する
- 情報ネットワークやインターネットを活用し、まちの情報発信に努める

健全な財政運営に努めるまち

- 恒久的な行政サービスを一定水準維持するため、財政計画に沿った事業を展開する
- 行政改革・行政評価などを徹底し、効率的で健全な行財政運営を図る
- 健全財政を進める一方で、住民の生活水準の維持に努める
- 住民の理解のもと「住民負担の公平化」と「受益と負担の原則」による行政サービスを展開する

○国・道からの財政支援について→提案のとおり決定

提案の理由 合併町村に対しては、合併直後におけるまちづくりの支援や、行政基盤の強化を図るために、国や北海道から様々な支援措置が講じられることになっています。合併移行に要する経費、合併後の臨時的経費、合併後の新たな待ちづくり等に要する経費などに対する財政支援について、支援措置の区分ごとにまとめたものです。なお、この財政支援については、「4の②合併移行経費に対する特別交付税措置」及び「5の①合併推進債」を除き、いずれも平成17年3月31日までに合併した町村が対象となります。

1 合併市町村補助金（国）→ 2億7,000万円（3年間の合計上限額）

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業について、人口規模により算出される合併町村ごとの額の合計額を上限として3年間の限度として補助が行われます。

2 合併支援補助（道）→ 補助率1/2

上限額 ハード系 2億円/事業

ソフト系 2,000万円/事業

下限額 ハード系 1,500万円/事業（合併特例債を利用する事業は1,000万円/事業）

ソフト系 500万円/事業

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業に補助が行われます。

3 普通交付税

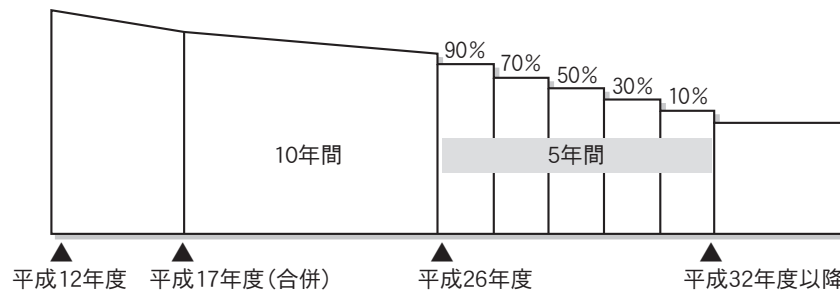
①合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）→ 3億1,000万円（5年間の合計額）

合併直後に必要となる、行政の一体化（コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）や住民サービスの水準等の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乗せが行われ、合併後5年間で均等に措置されます。

②普通交付税の算定の特例措置（合併算定替）

合併後10年間は、合併がなかったとして旧町村ごとに算定した額の合算額（以下「合算額」という。）を下回らないよう保障されており、さらにその後5年間は、合算額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられています。

普通交付税の激変緩和措置（率）



4 特別交付税

①合併に対する特別交付税措置→ 4億2,000万円（3年間の合計上限額）

合併年度またはその翌年度から3年間にわたり、ア)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ)公共料金格差是正、ウ)公債費負担格差是正、エ)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。

②合併移行経費に対する特別交付税措置→ 総務大臣が調査した額の5割

合併関係町村がすみやかな一体性の確立を図るため、合併関係町村の合併の議決のあった日から合併の期日までに要する電算システム統一等の経費について、特別交付税措置が講じられます

5 地方債

①合併推進債→ 対象事業費の概ね9割

道から合併重点支援地域の指定を受けた場合、合併推進に資するための公共施設整備の単独事業に要する経費については、原則事業開始年度以降3カ年度以内に限り、合併推進債を起すことができ、充当率は対象事業費の概ね90%で、元利償還金の50%が普通交付税で措置されます。

②合併特例債→ 109億7,000万円（上限額）

「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や地域住民の連帯強化等のための基金積立に要する経費については、合併特例債を起すことができ、充当率は対象事業費の95%で、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

(1) 建設事業についての起債可能額 94.1億円（うち70%普通交付税算入）

(2) 基金造成についての起債可能額 15.6億円（うち70%普通交付税算入）

協議項目以外の質疑応答の要旨

委員 10月までに法定協議会に移行した場合に道職員の派遣を要請できるが、11月にずれこんだ場合はどうか。

事務局 先日、札幌で事務局会議があったが、その中では10月までに法定協議会に移行するのが条件という、道の考えに変わりはない。この件は第4回の協議議題と考えている。

委員 事務局会議では、今後の情報として得られるものはなかったか。例えば地方制度調査会の最終答申内容とか、自民党の考えなどは示されなかったか。

事務局 情報として新しいものの提示はなく、厳しい内容での推測でしかないのが現状であった。

会長 本日まで3回の任意協議会が開催され、この協議内容を基にダイジェスト版を発行し、3町村の全戸に配布することになっている。ダイジェスト版発行後、それぞれの町村において住民説明会を開催し、協議内容と協議結果を住民の皆さんに説明していただきたい。合せて参加された住民の皆さんからご意見や考え方をいただき、その内容を含めて、第4回の協議会において、事業計画にある「住民の意向把握」を協議議題とするので、よろしく願いたい。

次回協議会の開催日時

幕別町百年記念ホール 講堂 平成15年10月20日（月） 午後2時開会

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222

ホームページ <http://www.north.hokkai.net/msc-gappeikyogikai/>

Eメール msc-gappeikyogikai@north.hokkai.net

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会